

加茂デイサービス愛 通所介護の利用料

お客様（利用者）がサービスを利用した場合の「基本利用料^{※注1}」は以下のとおりであり、お客様（利用者）からお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割もしくは3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※注1 基本利用料は厚生労働大臣また福山市長が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（１）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（大規模型通所介護Ⅱ）】

所要時間 (1回あたり)	ご利用者様の 要介護度	通 所 介 護 費		
		基本利用料 ※注1 参照	利 用 者 負 担 額	
			(1割負担)	(2割負担)
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,450円	345円	690円
	要介護2	3,950円	395円	790円
	要介護3	4,460円	446円	892円
	要介護4	4,950円	495円	990円
	要介護5	5,490円	549円	1,098円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,620円	362円	724円
	要介護2	4,140円	414円	828円
	要介護3	4,680円	468円	936円
	要介護4	5,210円	521円	1,042円
	要介護5	5,750円	575円	1,150円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,250円	525円	1,050円
	要介護2	6,200円	620円	1,240円
	要介護3	7,150円	715円	1,430円
	要介護4	8,120円	812円	1,624円
	要介護5	9,070円	907円	1,814円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,430円	543円	1,086円
	要介護2	6,410円	641円	1,282円
	要介護3	7,400円	740円	1,480円
	要介護4	8,390円	839円	1,678円
	要介護5	9,390円	939円	1,878円

所要時間 (1回あたり)	ご利用者の 要介護度	通所介護費		
		基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
			(1割負担)	(2割負担)
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,070円	607円	1,214円
	要介護2	7,160円	716円	1,432円
	要介護3	8,300円	830円	1,660円
	要介護4	9,460円	946円	1,892円
	要介護5	10,590円	1,059円	2,118円
8時間以上 9時間未満	要介護1	6,230円	623円	1,246円
	要介護2	7,370円	737円	1,474円
	要介護3	8,520円	852円	1,704円
	要介護4	9,700円	970円	1,940円
	要介護5	10,860円	1,086円	2,172円

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類		加算の要件		加算額		
				基本利用料 ※注1 参照	利用者負担額	
入浴介助 加算	I	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)		400円	40円	80円
	II			550円	55円	110円
個別機能 訓練加算	(I)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合	(1日につき)	560円	56円	112円
	(I)ロ			760円	76円	152円
	(II)		(1月につき)	200円	20円	40円
サービス提供 体制強化加算Ⅲ		当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)※注2		60円	6円	12円
生活機能 向上連携加算	I	当該加算の体制・人材要件を満たし、かつ個別機能訓練計画を作成した場合(1月につき)		1,000円	100円	200円
	II			2,000円	200円	400円
介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)		当該加算の算定要件を満たす場合※注2		1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の9.0%		

※注2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減 算 額		
		基本利用料 ※注 1 参照	利 用 者 負 担 額	
			(1 割負担)	(2 割負担)
送迎を行わない 場 合 の 減 算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合（片道につき）	4 7 0 円	4 7 円	9 4 円
同 一 建 物 送 迎 減 算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1 回につき）	9 4 0 円	9 4 円	1 8 8 円

（２）介護予防通所介護相当サービス事業の利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

ご利用者様の 要 介 護 度	介護予防通所介護相当サービス（1 月につき）		
	基本利用料 ※注 1 参照	利 用 者 負 担 額	
		(1 割負担)	(2 割負担)
要 支 援 1	1 7, 9 8 0 円	1, 7 9 8 円	3, 5 9 6 円
要 支 援 2	3 6, 2 1 0 円	3, 6 2 1 円	7, 2 4 2 円

上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてのサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担していただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加 算 額		
		基本利用料 ※注 1 参照	利 用 者 負 担 額	
			(1 割負担)	(2 割負担)
口 腔 機 能 向上加算 I	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合（1 月につき）	1, 5 0 0 円	1 5 0 円	3 0 0 円
選択的サービス 複数実施加算 I	利用者へ選択的サービスのうち複数のサービスを行った場合（1 月につき） <u>但し、口腔機能向上加算を算定している場合は算定しない。</u>	4, 8 0 0 円	4 8 0 円	9 6 0 円
サービス提供 体制強化加算Ⅲ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1 月につき） ※注 2	要支援 1	2 4 円	4 8 円
		2 4 0 円		
		要支援 2	4 8 円	9 6 円
		4 8 0 円		

介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	当該加算の算定要件を満たす場合 ※注 2	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の 9. 0%
--------------------	-------------------------	--------------------------------

※注 2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減 算 額		
		基本利用料 ※注 1 参照	利 用 者 負 担 額	
			(1 割負担)	(2 割負担)
同 一 建 物 送 迎 減 算	当事業所と同一の敷地もしくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する利用者に対してサービス提供する場合（1 月につき）	要支援 1 3, 7 6 0 円	3 7 6 円	7 5 2 円
		要支援 2 7, 5 2 0 円	7 5 2 円	1, 5 0 4 円

（３）介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料

食費（実費）	食事の提供を受けた場合	1 回につき 5 0 0 円/昼食 1 回につき 6 2 0 円/夕食
おやつ代	おやつ提供時間に希望された場合	1 日につき 3 0 円
オムツ代	おむつの提供を受けた場合	1 回につき 2 2 0 円
パット代	パットの提供を受けた場合	1 回につき 6 0 円
鍵付ロッカーの レンタル使用	鍵付ロッカーをレンタルされた場合	1 日につき 1 0 円 1 月につき 1 0 0 円
指定地域外から ご利用の場合の交通 費	指定地域を越えた地点から 1 キロメートル当たり 2 0 円	
キャンセル料	当事業所は、利用者がサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料をいただきません。但し、キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください。	
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する品など）について、費用の実費をいただきます。	